

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 16 号

瀬戸市市税条例等の一部を改正する条例

(瀬戸市市税条例の一部改正)

第 1 条 瀬戸市市税条例（昭和 40 年瀬戸市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市民税の納税義務者等) 第 10 条 <省略> 2 <u>法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）に対するこの節の規定の適用については、恒久的施設（法人税法第 2 条第 12 号の 18 に規定する恒久的施設をいう。）をもって、その事務所又は事業所とする。</u> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 <u>地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 47 条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 11 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u> (所得割の課税標準)	(市民税の納税義務者等) 第 10 条 <省略> 2 <u>外国法人</u> に対するこの節の規定の適用については、 <u>その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 46 条の 4 に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</u> 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 <u>令第 47 条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第 11 条第 2 項の表の第 1 号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</u> (所得割の課税標準)

第13条 <省略>

2から4まで <省略>

5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第18条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 <省略>

（法人税割の税率）

第16条 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

（軽自動車税の税率）

第52条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上

第13条 <省略>

2から4まで <省略>

5 法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第18条の3において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 <省略>

（法人税割の税率）

第16条 法人税割の税率は、100分の12.3とする。

（軽自動車税の税率）

第52条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上

開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 3,200円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2輪の小型自動車 年額 6,000円

附 則

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第2条の2 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成24年法律第17号)附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400円

3輪のもの 年額 3,100円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

専ら雪上を走行するもの 年額 2,400円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 2輪の小型自動車 年額 4,000円

附 則

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第2条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第3条の4の3 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第10条第1項の規定に基づき、平成24年度から平成26年度までの各年度の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第13条第1項及び第2項並びに第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成21年度から平成23年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第3条の4の3 地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)附則第9条第1項の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの各年度の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第5条の2の3 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第13条及び第15条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第

の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 <省略>

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第7条の2の2 <省略>

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第7条の2第1項」とあるのは「附則第7条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第7条の2の3 <省略>

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時

18条第5項に定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第13条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 <省略>

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第7条の2の2 <省略>

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第7条の2第1項」とあるのは「附則第7条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第7条の2の3 <省略>

2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時

の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第7条の2の規定その他のこの条例の規定を適用する。

の金額」という。)により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

(東日本大震災に係る雑損控除額等の特例)

第7条の2の11 所得割の納税義務者の選択により、法附則第42条第3項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、平成22年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第13条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成24年度以後の年度分で当該損失対象金

額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第13条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第42条第3項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の平成24年度以後の年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、平成23年度分の第19条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）

第7条の2の11の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震

災特例法」という。)第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第6条、附則第6条の2、附則第6条の3又は附則第7条の規定を適用する。

附則第 6条第 1項	第35条 第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第3 1条第1 項	租税特別措置法第31条第1項
附則第 6条の 2第3 項	第35条 の2ま で、第3 6の2、 第36条 の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例

		に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第6条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第7条第1項	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたこと  
によってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住して

いた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第6条、附則第6条の2、附則第6条の3又は附則第7条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第19条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第20条第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第7条の2の12 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第5条の2の8及び附則第5条の2の8の2の規定の適用については、附則第5条の2の8第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置

法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の2の8の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第5条の2の8及び第5条の2の8の2の規定の適用については、附則第5条の2の8第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第5条の2の8の2第1項中「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。））」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含

(個人の市民税の税率の特例等)

第7条の2の11 <省略>

(法人税割の税率の特例)

第7条の3 昭和60年9月1日から平成27年9月29日までの間に終了する各事業年度分の法人税割及び同期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第16条の規定にかかわらず、100分の14.7とする。

2 法人等のうち、資本金等の額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額との合計額をいう。次項において同じ。)が1億円以下のもの若しくは資本の金額若しくは出資金額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法第294条第8項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下本条において同じ。)が年1,500万円以下のものに対する各事業年度(清算確定申告に係る清算事業年度を除く。)分又は連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に14.7分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

3から6まで <省略>

(軽自動車税の税率の特例)

第7条の4 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して1

む。)とする。

(個人の市民税の税率の特例等)

第7条の2の13 <省略>

(法人税割の税率の特例)

第7条の3 昭和60年9月1日から平成27年8月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割及び同期間内における解散又は合併による精算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第16条の規定にかかわらず、100分の14.7とする。

2 法人等のうち、資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額をいう。次項において同じ。)が1億円以下のもの若しくは資本の金額若しくは出資金額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法第294条第8項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額(法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額をいう。以下本条において同じ。)が年1,500万円以下のものに対する各事業年度(清算確定申告に係る清算事業年度を除く。)分又は連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に14.7分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

3から6まで <省略>

4年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第52条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第52条第	3,900円	4,600円
2号ア	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

第2条 瀬戸市市税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (法人税割の税率の特例)</p> <p>第7条の3 <u>平成26年10月1日から開始し、平成31年9月30日までの間に終了する各事業年度分の法人税割に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第16条の規定にかかわらず、100分の12.1とする。</u></p> <p>2 法人等のうち、資本金等の額（資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額との合計額をいう。次項において同じ。）が1億円以下のもの若しくは資本の金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法第294条第8項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額</p>	<p>附 則 (法人税割の税率の特例)</p> <p>第7条の3 <u>昭和60年9月1日から平成27年9月29日までの間に終了する各事業年度分の法人税割及び同期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人税割の税率は、第16条の規定にかかわらず、100分の14.7とする。</u></p> <p>2 法人等のうち、資本金等の額（資本の金額又は出資金額と法人税法第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額との合計額をいう。次項において同じ。）が1億円以下のもの若しくは資本の金額若しくは出資金額を有しないもの（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は法第294条第8項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額（法第23条第1項第4号の2に規定する個別帰属法人税額</p>

をいう。以下本条において同じ。)が年1, 500万円以下のものに対する各事業年度(清算確定申告に係る清算事業年度を除く。)分又は連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に $\frac{1}{2} \times \frac{2.4}{1}$ を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。 3から6まで <省略>	をいう。以下本条において同じ。)が年1, 500万円以下のものに対する各事業年度(清算確定申告に係る清算事業年度を除く。)分又は連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に $\frac{1}{4} \times \frac{2.4}{7}$ を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。 3から6まで <省略>
---	---

(瀬戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例(平成25年瀬戸市条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 平成28年1月1日前に発行された<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)</u>について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第29条の2及び第29条の5の規定は、平成28年10月1日以後の<u>地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)</u>に係る所得に係る個</p>	<p>附 則 (市民税に関する経過措置)</p> <p>第3条 &lt;省略&gt;</p> <p>2及び3 &lt;省略&gt;</p> <p>4 平成28年1月1日前に発行された<u>旧租税特別措置法第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)</u>について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。</p> <p>5 新条例第29条の2及び第29条の5の規定は、平成28年10月1日以後の<u>地方税法第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)</u>に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について</p>

<p>人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>6 &lt;省略&gt;</p>	<p>適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。</p> <p>6 &lt;省略&gt;</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 1 6 条並びに第 2 条中附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の改正規定並びに次条第 7 項の規定 平成 2 6 年 1 0 月 1 日
- (2) 第 1 条中附則第 5 条の 2 の 3 及び第 7 条の 2 の 3 第 2 項の改正規定、第 7 条の 2 の 1 1 から第 7 条の 2 の 1 2 までを削る改正規定並びに附則第 7 条の 2 の 1 3 を附則第 7 条の 2 の 1 1 とする改正規定並びに次条第 2 項及び第 3 項の規定 平成 2 7 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中第 5 2 条の改正規定並びに附則第 4 条及び第 6 条（第 1 条の規定による改正後の瀬戸市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 7 条の 4 に係る部分を除く。）の規定 平成 2 7 年 4 月 1 日
- (4) 第 1 条中第 1 0 条及び附則第 7 条の 4 の改正規定並びに次条第 6 項、附則第 5 条及び第 6 条（新条例附則第 7 条の 4 に係る部分に限る。）の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日
- (5) 第 1 条中第 1 3 条第 5 項、附則第 7 条の 2 第 1 項及び第 7 条の 2 の 2 第 2 項の改正規定並びに次条第 4 項及び第 5 項の規定 平成 2 9 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関

する部分は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 5 条の 2 の 3 の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第 7 条の 2 の 3 第 2 項の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例第 13 条第 5 項及び附則第 7 条の 2 第 1 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第 7 条の 2 の 2 第 2 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

7 新条例第 16 条並びに第 2 条の規定による改正後の瀬戸市市税条例附則第 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第2条の2及び第3条の4の3の規定は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第52条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第7条の4の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第7条の4の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第52条及び新条例附則第7条の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第52条第2号 ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第7条の4 の表以外の部分	第52条	瀬戸市市税条例の一部を改正する条例

		(平成26年瀬戸市 条例第16号。以下 この項において「平 成26年改正条例」 という。) 附則第6 条の規定により読み 替えて適用される新 条例第52条
新条例附則第7条の4 の表第52条第2号ア の項	第52条第2号ア	平成26年改正条例 第6条の規定により 読み替えて適用され る新条例第52条第 2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円